

製品責任

品質マネジメント

品質に関する考え方

キヤノンは、1964年、「ノークレーム・ノートラブル」を品質の基本理念※として掲げ、高品質で優れた製品を提供することにより、世界中のお客さまに信頼され、心から満足していただけることをめざしています。この基本理念のもと、キヤノン製品が携えるべき品質と考える「安全・安心・満足」をキーワードとした品質メッセージ「Canon Quality」をグループ内で共有、徹底し、お客さまが安全に、そして安心、満足してお使いいただける製品の提供に最善を尽くしており、製品ライフサイクル全体で品質向上に努めています。



※「企業理念、および企業目的に基づき、ノークレーム・ノートラブルの実現をめざし、企業の発展と社会の繁栄に寄与する。」(キヤノン品質保証基本規程 第2条)

品質保証体制

キヤノンは、独自の「品質マネジメントシステム」を定め、徹底運用をしています。この品質マネジメントシステムの特徴は下記3点です。

- ①国際的な品質管理規格であるISO9001の要求事項をすべて満たしている※¹
- ②より安全に配慮した「実質安全※²」という考え方を盛り込んでいる
- ③安定した品質維持のための「製品化プロセスにおける品質確認」という仕組みを導入している※³

そして、キヤノンの各事業部門は、品質マネジメントシステムをベースとして各事業の特性に最適で、かつ、各国・地域の法規制にも対応した品質保証体制を構築して、厳格な品質管理を行っています。

さらに、部門特有の課題解決に取り組んでいる各事業部門の縦串活動に加え、開発と生産段階での品質向上を目的とした2つの委員会を発足し、グループ内で横串活動を推進しています。優れた品質向上活動を水平展開することにより、開発・生産段階での品質が向上するだけでなく、無駄なコストの大幅な削減にもつながっています。

※1 キヤノン(株)の品質マネジメントシステムを定めた会社規程類は、国際審査員登録機構：IRCA (International Register of Certificated Auditors)からISO9001の代替規格として承認されています

※2 法令で定められた安全基準はもとより、法令などで規制・要求されていなくても、お客さまの実際の使い方などを想定して安全性を確保する考え方

※3 キヤノン製品の製品化にあたり、開発設計から生産・出荷にいたる各プロセスで満たすべき品質基準を設定し、その節目において「品質基準が満たされているか否かを判定」することで品質の達成度合いを厳格に確認するしくみ

品質への意識向上と教育

キヤノンは、優れた品質を維持し、向上させるために従業員に対して、つねに高い意識づけと知識習得のための施策を行っています。

品質の基本理念や品質メッセージをくり返し発信する一方で、グループの全従業員を対象とした「品質意識調査」を毎年実施し、その浸透度も確認しています。また、キヤノン(株)は、毎年11月を品質月間として、「品質大会」や「品質表彰」を開催し、品質への意識を喚起しています。

さらに、品質教育については、全従業員向けのeラーニングや階層別教育を国内外グループ全体で展開するとともに、部門ごとの状況や課題に応じた研修プログラムのカスタマイズや生産現場などでの教育を積極的に行っています。

特に「製品の安全性」に関わる教育に注力し、製品安全規制や実質安全技術など、多岐にわたる専門的な研修や製品安全の概要をまとめた新人向けの基礎研修などを実施しています。2023年は、これらの研修を7回実施したほか、製品安全や化学品安全の規制に関するeラーニング研修は、担当者向けや責任者向けまで4講座をグループ全従業員がいつでも受講できるように通年で開講しています。

さらに、キヤノン(株)では「製品安全自主行動計画」の浸透と徹底を図るためのeラーニング研修を実施するとともに、製品の販売や修理、サービスに関わるグループ会社に対しても、修理や部品交換における安全上の注意事項などに関する製品安全情報を継続的に提供しています。

製品の安全性確保

「製品安全に関する基本方針」に基づく自主行動計画

キヤノン(株)は、安全な製品をお客さまに提供することがメーカーとして基本的で、かつ最も重要な使命であるという考えのもと、「製品安全に関する基本方針」を定め、国内グループ会社とともに遵守しています。

また、基本方針にもとづき、キヤノン(株)および国内グループ会社は、それぞれの事業形態に応じた「製品安全自主行動計画」を策定、実行し、お客さま重視の製品安全確保に努めています。

さらに、官公庁の定める法律や通達も遵守し、該当する製品事故などが発生した場合は、迅速に報告できる体制を整備、維持しています。

参考：製品安全に関する基本方針
<https://global.canon/ja/safety/index.html>

- キヤノン(株)の2023年活動トピックス
- 製品安全自主行動計画に基づいたトップマネジメントによるマネジメントレビューを実施(2008年より継続)
- 「模倣品バッテリーによる発煙」「電源コード、プラグの安全な取り扱い」など、お客さまへの注意喚起を継続実施
- 製品安全関連研修を継続実施するとともに、品質に関する基礎研修においても製品安全の重要性を教育
- 製品安全自主行動計画の理解促進のための全従業員向けeラーニングを継続実施
- 製品・化学品の安全性に対する社内基準を改訂

独自の安全基準設定

キヤノンは、すべてのキヤノン製品に対して、法令で定められた安全基準はもとより、お客さまの立場で考えた安全性を加味したキヤノン独自の安全基準(実質安全)を設定しています。

たとえば「法令の要求よりも難燃性の高いプラスチック材を採用する」「安全上、重要度の高い部分には二重の保護を考える」など、より安全性に配慮した基準となっています。その基準内容は、技術の進歩、お客さまの製品の使い方や安全性に対する要望の変化などを踏まえて、つねに見直しを行っています。

また、この独自の安全基準を「製品化プロセスにおける品質確認」というしくみの中で厳格に確認し、基準を満たさないものは絶対に市場へ出さないようにすることで、安全な製品の提供を徹底しています。

- 主な安全技術への取り組み
- 安全性につながる人の特性(人体機能、能力、心理・行動など)を踏まえ、お客さまのさまざまな操作を想定した安全性評価を実施
- 各国・地域の販売拠点で確認された異常な商用電源の電圧波形に基づく安全確認試験を実施
- 故障などの異常状態を想定し、各国・地域の法令要求よりも厳しい安全性評価試験を実施

開発段階における品質評価

■ 安心・安全な製品をお届けするための評価環境の整備

キヤノン(株)では、製品の安全性を正確かつ詳細に評価するため、電波、騒音、難燃性評価、VOC(Volatile Organic Compound:揮発性有機化合物)、遺伝毒性、電気安全などの公的規格や関連法規に対応した試験設備を設けています。

また、公的認定試験を社内でも実施できるようにISO/IEC^{※1}などにもとづいた認定も取得し、高精度な測定を実施しています。具体的には、国内トップクラスの規模と性能を誇る大型電波暗室をはじめ、シールドルームや半無響室など業界最先端の設備を導入し、EMC試験^{※2}やブルーエンジェル^{※3}などの申請に必要な試験の社内実施を可能にしています。

※1 International Electrotechnical Commission(国際電気標準会議)の略。電気・電子技術に関する規格を策定する国際的な標準化団体

※2 Electromagnetic Compatibility(電磁環境両立性)試験。製品本体や電源から放射・伝導してほかの機器の動作を阻害する電磁波を測定する電磁妨害波試験と、付近にある電気機器などから発生する電磁波による製品自体の誤動作耐性を評価する電磁気耐性試験

※3 ドイツで始まった世界で最初のエコラベル制度

安全を確保するためのさまざまな取り組み

■ 製品から放散される化学物質の安全性評価

キヤノンでは、複合機や各種プリンター、プロジェクターなどを対象に、製品から放散される化学物質の評価を行っています。この評価では、ドイツの「ブルーエンジェル」に代表される環境ラベルを取得する上で必要なデータの測定を実施しています。

また、使用されるお客さまの安全性を確保するため、日本、米国、欧州の代表的な専門機関が定める室内空気質のガイドラインや指標、国際規格をもとにキヤノン独自の安全基準を設け、その基準に適合していることを確認しています。

社内試験所は、ブルーエンジェルマークの取得申請に必要な評価が行える機関として、ドイツ連邦材料試験研究所から認定を受けています。さらに、日本適合性認定協会よりISO/IEC17025の認定を受け、公正中立な立場での測定を実施しています。

2021年11月に放散化学物質の国際測定規格であるISO / IEC28360-1が改定され、省エネモードがあるプリンター・複写機には新たな放散モデル・計算式が適用されました。社内測定標準をすぐに反映し、最新の知見にもとづいた評価を行っています。



放散化学物質の評価試験所

■ インクやトナーなど消耗品に対する安全性評価

キヤノンでは、プリンターや複合機を安心して使用できるように、インクやトナーなどの消耗品についても安全性評価を行っています。

たとえば、インクやトナーの材料については、発がん性と密接な関係があるといわれる遺伝毒性に関する評価として、「微生物を用いる復帰突然変異試験」「培養細胞を用いる小核試験」などを実施しています。小核試験においては、キヤノン製品に多く使われている水に溶けない不溶性材料についても社内試験による評価を行っています。

これらの試験を実施するキヤノンの試験所は、経済協力開発機構(OECD)が定める「優良試験所基準(GLP)^{※1}」に準拠しているほか、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」が定めるGLPの適合施設認証を厚生労働省より受け、高い信頼性を確保しています。なお、培養細胞を用いる小核試験に関する化審法GLP適合認証の取得は日本初となります。

また、化学物質の安全性評価として、キヤノンでは、動物実験の代替法の利用に積極的に取り組んでいます。^{※2}

代替法データ利用も含めたIATA(試験および評価の統合アプローチ)に関する情報の調査・活用に加え、OECD試験ガイドラインに準じた試験の社内実施に向けた検討も進めています。

※1 Good Laboratory Practiceの略で、化学物質などの安全性評価試験を行う試験施設における管理、試験実施、報告などについて定められた基準。GLP基準にもとづく試験は再現性やデータの信頼性が確保される。1981年にOECDのGLP原則が制定され、それに整合した形で加盟各国が国内の法規制を整備している。なお、化審法のGLP適合認証の継続には、3年ごとに更新手続きを必要とし、有効期間が切れる前に次の適合確認(査察)を受ける必要がある

※2 インクやトナーなどの消耗品については、法規制や当局の要求による場合や、顧客の安全確保の確認に必要不可欠な場合を除き、キヤノンは動物実験を実施しない。

なお、動物実験を実施する場合、世界的な動物実験の基準理念である「3Rの原則」を遵守する。このことは、化学製品製品の安全性に関する社内ルールで定めている。

■ 医療機器の安全性評価

キヤノンは、医療機器において患者および使用者の健康と安全を確保するため、ISO14971(医療機器のリスクマネジメント)にもとづき安全性の評価を行っています。たとえば、一般的なエネルギー(電気・機械・熱)に関連するハザードだけでなく、生物学的安全性、不適切なユーザビリティに起因する誤使用、サイバーセキュリティなど関連するさまざまなハザードを特定し、推定したリスクが受容可能なレベルに低減できていることを、ライフサイクルを通して確認しています。

部品調達における品質・信頼性の確保

キヤノンでは製品を長く安心してお使いいただくため、製品を構成する部品、材料などの調達品の品質・信頼性確保の活動に積極的に取り組んでいます。

製品の品質確保のために重要な調達品にはその種類ごとに技術的重点チェック項目を設定し、新規部品の採用時にサプライヤーの技術的な能力を確認して品質確保を行うしくみを運用しています。また、サプライヤーのみならずと協業して、品質管理体制や製造工程の最適化による品質向上をめざしています。さらに、電気部品の評価や不具合調査におけるX線CTや発熱解析など高精度な非破壊解析や、材料の劣化・破損・異物などの原因を解明する化学分析などの技術の活用・強化にも努め、品質不具合の早期発見、早期解決にも取り組んでいます。

製品・サービスのセキュリティ対策

キヤノンの製品・サービスに関する脆弱性への対応

キヤノンの製品・サービスは、ネットワークを介してクラウドやスマートフォンとつながることによって、ますます利便性を高めています。その一方で、個人情報や機密情報の漏えいなど、サイバーセキュリティ上のリスクも高まっており、このリスクに対する対策はより重要性を増しています。キヤノンは、サイバーセキュリティ上のリスク対策を開発段階から重視し、問題の未然防止に注力しています。万が一セキュリティ問題が判明した場合でも、お客さまへの影響が出ないように対応する、あるいは影響を最小限にとどめるように体制を整えています。

■ 開発プロセス

キヤノンは、各国政府機関や業界団体、ソフトウェアベンダーなどの技術動向を踏まえ、製品・サービスを開発する際に必要なセキュリティ機能の実装やレビューによるチェック、脆弱性テストの実施など、脆弱性のリスク低減対策を開発段階から取り入れ、これら諸条件を開発要件として位置づけた「セキュア開発プロセス」を運用しています。また、過去に対応した脆弱性問題の再発防止のため、品質確認の要件として「脆弱性評価判定書」を導入し、これにもとづく脆弱性の「再発防止確認プロセス」を全社展開しています。

■ 教育・トレーニング

製品・サービスの脆弱性対応は、専門性が高く、技術の進歩や巧妙化する手口に対する知識の習得や追従が不可欠です。キヤノンは、ソフトウェアエンジニアの新人から販売会社でお客さまと接するサービスエンジニアや

セキュリティスペシャリストまで、キャリアレベルとスキルレベルを定義して、各レベルにあった知識の習得に必要な研修カリキュラムの整備を進めています。また、教育後のフォローアップとして、現場での脆弱性テストをサポートし、知識だけでなく、実践的なスキルの向上もめざしています。

■ PSIRT (= Product Security Incident Response Team) 活動

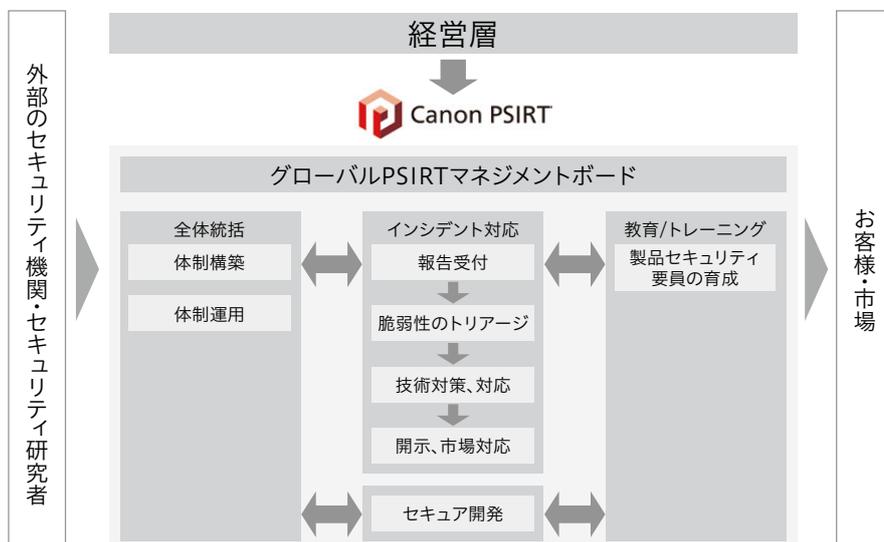
2022年1月、キヤノンは、市場でのセキュリティ問題へ対応するため、社内に新しく「Canon PSIRT」を立ち上げて、活動を始めました。



Canon PSIRTは、経済産業省の早期警戒パートナーシップの枠組みや外部団体(JPCERT/CC^{※1}など)と連携して、つねに脆弱性に関する市場動向に注意を払い、最新の情報を収集しています。2023年8月には、相互連携をワールドワイドに拡大してインシデント対応力を強化するために、FIRST^{※2}に加盟しました。また、キヤノンの製品・サービスに関する脆弱性情報を世界中の研究者から受け付ける窓口、およびキヤノンからお客さまへ情報を迅速に開示・掲載するための場所として、外部向けWebサイトを公開して、世界標準レベルのサイバーセキュリティ対応に取り組んでいます。

※1 Japan Computer Emergency Response Team/Coordination Centerの略
 ※2 Forum of Incident Response and Security Teams：世界各国の政府、教育機関、企業のサイバーセキュリティインシデント対応チームで構成される国際的なコミュニティ

参考：Canon PSIRT (英文)
<https://psirt.canon>



販売後のサポートと対応

各国・地域でのアフターサービスの拡充

お客さまに安心して製品をご利用いただくためには、アフターサービスが重要です。キヤノンは迅速で確実なサポートを世界同一レベルで提供できるよう、アフターサービスネットワークの拡充に注力しています。

たとえば、お客さまの使い勝手向上と容易な問題解決のため、Webサイトによるお客さまサポートサービスを世界中で展開しています。「よくある質問と回答」「製品の仕様」「取扱説明書」といったサポート情報を掲載するとともに、最新のドライバーソフトウェアなどのダウンロードも可能にしています。また、サポート情報やソフトウェアは全世界共通のコンテンツをベースに、各国・地域で必要なローカルコンテンツも加え、各国・地域の販売会社がそれぞれの言語で公開しています。

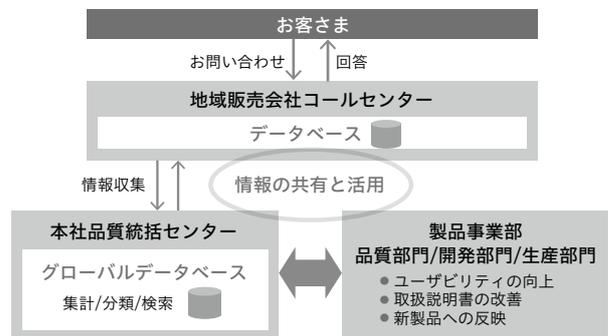
お客さまのコンテンツ利用状況はつねにモニタリングし、アンケート情報なども分析して、お客さまの使い勝手向上のためにコンテンツ制作部門にその結果をフィードバックし、つねに更新を行っています。また、情報端末の普及と多様化にあわせ、コンテンツの最適化も進め、より快適なサービスの提供に努めています。

市場の情報収集・分析とフィードバック

キヤノンは、開発段階で、お客さま視点の製品評価を行うとともに、お客さまのご意見やご要望を開発・設計に反映させることで、お客さまのさらなる満足度向上を図っています。

たとえば、「コール情報収集・分析システム」というしくみを使って、世界各地の販売会社に設けた問い合わせ窓口（コールセンター）に寄せられるお客さまからのご意見やご要望などをデータベース化して、一元管理しています。開発部門はその情報を活用して、製品の操作パネルにおける表示方法の改善や無線LANへの接続操作の簡略化など、お客さまの使い勝手向上に注力しています。なお、お客さまからいただいた情報は、開発部門だけでなく、生産部門や販売会社など、グループ内で共有され、それぞれの現場の改善に活用されています。

コール情報収集・分析システム

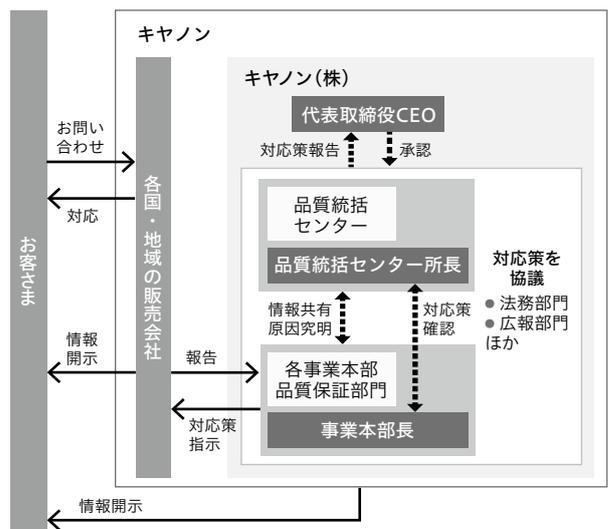


品質問題発生時の対応およびフロー

キヤノンは万が一、品質問題が発生した場合、迅速かつ適切に原因究明や無償修理、情報開示などの対応を実施する体制を整えています。また、品質問題とその対応に関するお客さまへのお知らせは、新聞各紙や自社のWebサイトの「重要なお知らせ」に掲載しています。

2023年は、掲載事項はありませんでした。また品質問題が発生した場合、お客さまの窓口である各国・地域の販売会社から各事業本部の品質保証部門に報告が入ります。同部門では、原因の究明や対策の検討を行い、重要品質問題については事業本部内の関連部門や品質統括センター、さらに法務部門や広報部門などと適切な対応を協議し、代表取締役CEOへ報告の上、速やかに対応を実施します。

重要品質問題



製品の使いやすさの向上

適切な使用方法に関する情報提供

■ キヤノン製品のユーザビリティの追求

キヤノンではコンシューマ製品から産業機器まで、さまざまなニーズをもつお客さまにあわせ、最適な分かりやすさ、使いやすさを実現するため、社内外のモニターを活用したユーザビリティテストやWebアンケート調査、専門家によるスタッフ評価などを製品開発時に実施しています。

また、身体、知覚、認知、操作の負荷といった人間特性を客観的に検証し、お客さまが快適に使える製品の開発につなげています。専用のモニターテストルームを設け、操作する人の行動や手元の様子まで詳細に観察・記録できる設備を用意しています。

さらに、テスト風景を関係者に配信するしくみやアクリルパネルの設置などの感染症対策を行い、安全にテストが行える環境の整備を進めています。

■ ユニバーサルデザインの推進

キヤノンは、製品を使用するお客さまの視点に立って、機能性、操作性、利便性などを追求した人にやさしい製品開発に取り組んでいます。その一環として、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品をめざす「ユニバーサルデザイン」の考え方を導入しています。「お客さまの使う姿を美しく」というキヤノンならではの視点のもと、開発初期段階からお客さま視点での製品開発に努めています。

たとえば、さまざまな視覚特性に配慮した読みやすい文字サイズや認識しやすい配色デザインなどについて、ユーザビリティ、アクセシビリティ、快適性といったさまざまな角度から評価・検証を行い、より多くのお客さまにとって使いやすい製品の開発に役立てています。

さらに、ユニバーサルデザインの取り組みを推進するため、ユーザーの身体特性や使用場面でのさまざまな課題を整理した開発部門向け冊子の配布や知見を高めるeラーニング研修を実施するほか、お客さま向けにキヤノンの取り組みを紹介する冊子の作成や公式Webサイトでのコンテンツ掲載を行うなど、社内外に情報を発信しています。

ユニバーサルデザイン行動指針

- 「使いやすさ」の徹底
お客さまの利用状況を深く理解し、目的や場面にあった使いやすさへの配慮と工夫を徹底してゆきます。
- 「使いたくなる」製品・サービスの追求
お客さまが「使いたくなる」製品・サービスをめざし、単なる問題改善にとどまらない、革新的なアイデア創出を追究します。
- 「先進の技術」を活かす
お客さまの利便性を高め、より豊かで快適な生活を実現するために、キヤノンの先進技術を活かしてゆきます。

参考：キヤノンのユニバーサルデザイン
<https://global.canon/ja/design/ud/>

■ 製品のアクセシビリティ対応

キヤノンでは、障がい者や高齢者にとっての使いやすさに配慮して、製品のアクセシビリティを高める取り組みを行っています。

米国では、リハビリテーション法508条により、連邦政府調達においてアクセシビリティ基準に合致した製品を選んで購入することが義務づけられています。508条のアクセシビリティ基準に対するキヤノン製品の評価結果は、製品評価シート(VPAT[※])にまとめられ、キヤノンUSAのWebサイトで公開されています。また、社内では508条に定められた内容を開発者が参照しやすいよう「アクセシビリティ評価ガイドライン」にとりまとめて運用しています。一方、欧州では2019年にEU指令である欧州アクセシビリティ法(European Accessibility Act)が公布されました。また、508条の基準に整合した欧州基準EN 301 549は、欧州のみならず、グローバルに政府調達に適用され始めています。

キヤノンでは最新の情報をつねに把握し、各国・地域で求められるアクセシビリティに対応した製品の開発を進めていきます。

※ Voluntary Product Accessibility Templateの略。特定製品の第508条基準に対する準拠/非準拠を説明するための書式

① 取締役会

CEO、COO、CFO、CTOといった全社的事業戦略、または執行を統括する代表取締役と、複数の事業領域または本社機能を統括する代表取締役、または業務執行取締役を中心としつつ、経営の健全性を担保するため、2名以上かつ3分の1以上の独立社外取締役を加えた体制としています。「取締役会」は、法令に従い、重要な意思決定と執行状況の監督を行います。それ以外の意思決定と執行については、CEO以下の代表取締役がこれを行うほか、代表取締役の指揮・監督のもと、取締役会決議により選任される執行役員が各事業領域、または、機能の責任者としてそれぞれ意思決定と執行を担います。現在、取締役会は、代表取締役3名を含む社内出身者6名、独立役員である社外取締役4名の計10名の構成となっています。

② 監査役会

取締役会から独立した独任制の執行監査機関として、キャノン(株)の事業または経営体制に精通した常勤監査役と、法律、財務・会計、内部統制などの専門分野に精通した独立社外監査役を置くこととしています。これら監査役から構成される「監査役会」は、キャノン(株)の会計監査人および内部監査部門と連携して、職務の執行状況や会社財産の状況などを監査し、経営の健全性を確保します。監査役は、現在5名であり、うち3名が独立社外監査役です。監査役は、監査役会で決定した監査方針、監査計画に従い、取締役会、経営戦略会議など社内の重要会議への出席、取締役などからの報告の聴取、重要な決裁書類などの閲覧、キャノン(株)および子会社の業務および財産の状況の調査などを行っています。また、取締役などの指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任従業員を配置しており、必要な場合には、監査役は、本社管理部門などに調査を指示することができます。これらにより、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役などの職務執行に対する厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしています。また、内部監査部門および会計監査人と密接に連携することなどにより、監査の実効性の向上を図っています。

③ 指名・報酬委員会

代表取締役CFO、独立社外取締役4名および独立社外監査役1名からなる任意の「指名・報酬委員会」を設けています。取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任(最高経営責任者の後継者の選定を含む)に際しては、所定の要件を満たすと認められる者のなかから代表取締役CEOが候補を推薦し、その推薦の公正・妥当性を当該委員会にて確認の上、取締役会に議案として提出、審議しています。

特に、最高経営責任者の後継者候補につきましては、経営幹部の研修制度、執行役員選抜後の人事異動や、全社プロジェクトへの関わりなどを通じた経営経験の蓄積を図るしくみを通じ、CEOが自らの責務のもとで候補の選定・育成を行っており、その過程を「指名・報酬委員会」が確認します。また、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとしています。また、当該委員会は、報酬決定プロセスの透明性・客観性、報酬体系の妥当性の確保を目的としており、基本報酬や賞与の算定基準、株式報酬型ストックオプションの付与基準を含む報酬制度の妥当性を検証した上で、取締役に対し、当該制度は妥当である旨の答申を行っています。

④ 経営戦略会議

独立社外取締役を含む取締役、監査役および一部の執行役員で構成する「経営戦略会議」を置いています。CEOの決定事項のうち、グループ戦略に関わる重要案件につき、事前審議をしています。

⑤ リスクマネジメント委員会

取締役会決議にもとづき、キャノングループのリスクマネジメント体制の整備に関する方針や、施策を立案する「リスクマネジメント委員会」を置いています。同委員会は、財務報告の信頼性確保のための体制の整備を担当する財務リスク分科会、企業倫理の徹底および遵法体制の整備を担当するコンプライアンス分科会、品質リスクや情報漏えいリスクなどの事業リスク全般の管理体制の整備を担当する事業リスク分科会の3つの分科会から構成されています。「リスクマネジメント委員会」は、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を検証し、その結果をCEOおよび取締役会に報告する役割を担っています。

⑥ 開示情報委員会

重要会社情報の適時、正確な開示のため、開示情報の内容や開示時期などを審議する「開示情報委員会」を置いています。

⑦ 経営監理室(内部監査部門)

内部監査部門として「経営監理室」を設置しており、同室は、遵法や内部統制システムなどの監査および評価と提言を行っています。品質や安全衛生などのテーマについても、同室が監査を実施しています。監査結果は、CEO、CFOのほか、監査役および監査役会に報告されます。また、社外取締役にも定期的に報告が行われ、社外取締役が必要に応じて取締役会への付議を求めることができる体制としています。

取締役の体制

経営陣幹部の選任および取締役候補の指名に関する方針

取締役候補者は、性別、国籍、年齢など、個人の属性にかかわらず、その職務を公正かつ的確に遂行できると認められる者であり、次の要件を満たす者から選出することを原則としています。

取締役候補者の要件

代表取締役・ 業務執行取締役	当社の経営理念、行動規範を真に理解しているとともに、執行役員の経験などを通じて当社の事業・業務に広く精通し、複数の事業や機能を俯瞰した実効的な判断ができること。CEOについては、これらに加えて、特に経営に関する豊富な知見と能力を有し、明確なビジョンと強い責任感をもって当社グループを導いていくことができると認められる者であること
独立社外取締役	取締役会が別途定める独立性判断基準を満たすほか、企業経営、リスク管理、法律、経済などの分野で高い識見および豊富な経験を有すること

取締役会全体のスキル

キヤノン(株)は、市場環境が大きく異なる事業をグローバルに展開していることから、重要な意思決定と執行の監督を担う取締役会は、全体として下表7つの領域のスキルを保有する必要があると考えています。

※ 下表は、各人に対し、特に発揮してもらいたいと期待するスキルの領域の最大5項目を示しました。各人のすべての経験、知識、もしくはスキルの有無を表すものではありません

取締役	取締役会全体として保有すべきスキル						
	企業経営	国際性	事業経験	技術開発	財務会計	リスク管理	ESG
御手洗 富士夫	●	●			●	●	●
田中 稔三		●			●	●	●
本間 利夫	●	●	●	●			
小川 一登	●	●	●			●	
武石 洋明	●	●	●	●			
浅田 稔	●	●			●	●	
川村 雄介※					●	●	●
池上 政幸※						●	●
鈴木 正規※					●	●	●
伊藤 明子※						●	●

※ は社外取締役

取締役増員の理由

2024年3月開催の定時株主総会において、5名体制であった取締役を10名体制へと増員しました。2008年に当社が執行役員制度を導入時、25名であった取締役は、迅速かつ機動的な経営をめざして以後段階的に減員し、社内出身の取締役3名、社外取締役2名の計5

名としていました。この間、当社は業務執行を司る執行役員を中心に漸次その増強を進めてきましたが、執行の監督にあたる取締役会についても、事業ポートフォリオの転換、業容の拡大、成長領域の多様化などへの対応力の強化を図るとともに、次世代経営者のスキルアップ、育成の観点からも社内から、海外事業、先端技術および

財務の各分野で大きな成果を残してきた人材を新たに取締役に登用し、取締役会の機能強化を行うことにしました。また、当社のビジネス領域は、BtoBからBtoCまで広範囲にわたっており、加えて、SDGsはもちろん、地政学的リスク、経済安全保障、サイバーテロなど、当社取締役会が対応すべき経営課題はますます広がっています。この拡大する取締役会の守備範囲は、社内登用では十分カバーできない領域を含んでおり、社外の有識者の知見を生かす必要性が高まっています。このため、独立した立場で、中長期的な視点にもとづき、助言、監督をいただける社外取締役も増員することとしました。これにより、取締役は10名となり、その内、社外取締役

は女性取締役1名を含む、4名(全体の1/3超)となります。

なお、動きの激しい経営環境のもと、取締役のあり方についてはその実効性を含め適宜検証を継続し、経営環境と必要性に応じて適切に対応していきます。

社外取締役選任理由

キャノン(株)は、金融商品取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード(原則4-9)および当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を踏まえ、下記の理由により社外取締役を選任しています。

※「独立性判断基準」は、下記の当社Webサイトにて公表されています
<https://global.canon/ja/csr/management/governance.html>

区分	氏名	選任理由
社外取締役	川村 雄介	川村雄介氏は、証券会社勤務を経て大学教授、財務省や金融庁の審議会委員、日本証券業協会の特別顧問などを務め、金融・証券制度や金融機関の経営戦略の専門家であるとともに、社外取締役としての経験も豊富であることから、その豊富な経験および金融・証券に関わる高度な知見にもとづき、M&A、株主・投資家の視点を踏まえたESG関連テーマの議論などにおいて、特に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役として選任しています。
	池上 政幸	池上政幸氏は、名古屋、大阪各高等検察庁検事長などの要職を歴任後、約7年間、最高裁判所判事を務められるなど、長年、法曹として企業案件を含むさまざまな事案に関与してきました。その豊富な経験および高度な知見にもとづき、特に、企業のコンプライアンス確保の観点を含む内部統制のしくみやコーポレートガバナンスのあり方に関し、有益な意見および監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しています。
	鈴木 正規	鈴木正規氏は、長年の財務省勤務の後、環境省に転じ、事務次官などの要職を歴任、退官後は民間金融機関の代表取締役も務めてきました。そのことから、特に、コーポレートファイナンスや環境分野に関する有益な意見をいただくと考えており、加えて、高度な適正性・コンプライアンスが求められる金融機関での経営経験にもとづく助言および業務執行監督をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しています。
	伊藤 明子	伊藤明子氏は、建設省(現国土交通省)に技官として入省し、同省初の女性局長(住宅局長)、人材育成およびしごとやまちづくりを含む地方創生の政策担当を経た後、消費者庁長官を務めました。退官後は、引き続きかかる分野の研究に携わる傍ら、企業の社外取締役を務めています。これらのことから、特に、顧客・消費者視点からの有益な助言および監督、また、多様な人材の活用促進に関しても助言をいただけるものと期待し、社外取締役として選任しています。

取締役会の実効性に関する分析・評価

キャノン(株)では、年1回、以下の項目について各取締役および各監査役にアンケート調査を行い、その結果を踏まえて取締役会において取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施しています。

- 取締役会の運営について(資料の配布時期、開催頻度、審議時間の妥当性など)
- 取締役会の役割(意思決定・監督機能)について(取締役会付議事項・付議基準、報告内容の妥当性など)
- 監査役・社外取締役の役割について(会社の業務・組織を理解する研修などの機会の必要性など)

2023年度については、議案に関する社外取締役・監査役会への事前説明、経営戦略会議などへの社外取締役の出席を通じた経営に関する情報共有、社外取締役・監査役会間の定期的な意見交換など、取締役会における審議の活性化のための継続的な工夫が図られており、業務執行を担当する取締役だけでなく、社外取締役や監査役からも積極的かつ有用な発言がなされていることから、取締役会の実効性に問題はない旨の評価がなされました。

今後も、年1回の分析・評価を継続し、結果概要を開示するとともに、必要に応じて取締役会の運営などにつき改善を図っていきます。

役員報酬

代表取締役・業務執行取締役の報酬は、次の「基本報酬」「賞与」および「株式報酬型ストックオプション」によって構成されます。

基本報酬	取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬です。当該取締役の役位と役割貢献度に応じた所定の額とし、その総額は、株主総会の承認を得た額以内としています(ただし、社外取締役を含むすべての取締役の基本報酬の総額)。
賞与	取締役の任期1年間の成果に報いる趣旨で年1回支給する金銭報酬です。グループ全体の年間の企業活動の成果である「連結税引前当期純利益」を指標とし、この利益の額に当該取締役の役位に応じた所定の係数を乗じた額と役割貢献度に応じた個人別査定額を合計して算出します。賞与は、その支給の可否および上記により算出した支給額の合計について毎年の株主総会に諮ります。
株式報酬型 ストックオプション	株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上や企業価値向上に向けた取締役の動機がより高まることを期待し、年1回、当社株式の新株予約権を付与するものです。当該新株予約権の総額は、株主総会の承認を得た額以内とし、当該新株予約権の付与数は、役位ならびに前事業年度の「連結税引前当期純利益」および役割貢献度に応じて定められる額(当該新株予約権と引き換えにする払い込みに充てるために取締役に付与する金銭報酬債権の額)と付与時の株価水準をもとに算出した数としています。在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから退職の時に権利行使できるしくみとしています。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、毎月固定額を支給する基本報酬のみとしています。

親子上場について

グループ経営に関する考え方および方針

当社は、これまでグループ経営の観点から子会社の上場見直しを行ってきた結果、2007年の8社から現在はキヤノンマーケティングジャパン株式会社とキヤノン電子株式会社の2社となっています。これら上場子会社を含む当社グループの各社がそれぞれキヤノンの企業理念である「共生」に根ざした企業活動を通じて社会的責任を全うし、共生の実現に向けて努力し続けることこそ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと、当社は考えています。

また、当社は、当社グループとしての中長期計画である「グローバル優良企業グループ構想フェーズVI(2021年～2025年)」を策定し、各グループ会社と共有しています。グループ全体最適の観点のもと、「フェーズVI」の目標を効率的かつ確実に達成できるよう、上場子会社との間で相互に経営戦略を共有しています。その上で、当社グループ各社が安定的に収益を計上し、連結業績の最大化をめざすことで、グループ全体の企業価値向上を図っています。

リスク管理の観点では、コンプライアンス・内部統制・経済安全保障などのリスクマネジメントや脱炭素・温暖化抑制対策、人権尊重の取り組みなどのサステナビリティ

活動を行い、グループ一丸となって行うべく、上場子会社を含むグループ全体で方針・情報の共有やシステム整備を進めています。一方で、上場子会社については、当社および当該子会社の少数株主の利益の尊重の観点から、当該上場子会社が当社からの高い独立性を維持しながら機動的な経営を行う体制を継続することも、グループとしての重要な経営方針と考えており、この考えから当社は上場子会社の個別案件に関わる意思決定プロセスには関与していません。

上場子会社を有する意義

キヤノンマーケティングジャパン株式会社は、当社製品の販売事業のほか、ITソリューションなど同社独自の事業を展開しています。また、キヤノン電子株式会社は当社からの受託生産のほか、同社独自の製品の販売を行い、宇宙関連の新規事業も手がけています。両子会社ともに、当社関連事業と独自事業の双方を有しており、キヤノングループの一員としての強みを生かしつつ、当社から独立した意思決定や資金調達手段などを保持することで、非キヤノンビジネスの伸張が図られます。また、上場会社としての信用力による取引先の拡大や優秀な人材の確保なども、グループ価値の最大化に資すると総合的に判断し、上場を維持しています。

上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方針

両子会社は、当社から独立して経営しています。また、当社役員による両子会社社員の兼務はありません。両子会社では、ともに、構成員の過半数を独立社外役員とする指名・報酬委員会を設置し、ガバナンスの向上を図っており、取締役などの選解任や報酬決定プロセスにおいて、当該委員会の判断を十分に尊重しています。

また、当社・両子会社間の取り引きにおいては、取り引きの適正性の確保の観点からアームズ・レングス・ルールを適用するなど、当社・両子会社双方の少数株主の利益を不当に害さぬよう努めています。キャノンマーケティングジャパン株式会社およびキャノン電子株式会社は、ともに、支配株主と少数株主との利益が相反するリスクについて審議・検討を行う特別委員会を置き、当該リスクの軽減に努めています。

株主との建設的な対話に関する方針

方針

キャノン(株)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会、経営方針説明会、決算説明会、主要機関投資家との面談などにより、株主との間で建設的な対話を行います。

対話を促進する体制

IR部門、SR部門、サステナビリティ部門および法務部門が連携して対話促進を担当し、代表取締役CFOがこれを統括します。アナリスト、機関投資家に対し、年に1度CEOによる経営方針説明会や、四半期ごとにCFOによる決算説明会を実施するとともに、ホームページにも資料を掲載し、経営状況の迅速かつ正確な情報開示を継続しています。さらに、海外投資家向けには、英語版IRページを設け、国内と同様の情報を同タイミングで開示しています。

また、適宜、担当役員、社外取締役、監査役などとの面談の機会を設け、国内外のアナリスト・機関投資家との対話に努めています。なお、株主との対話により得られた意見、または、要望については、適宜、担当部署がCFOに報告し、重要なものについてはCFOが、CEOまたは取締役会に報告します。

株主との対話の実施状況

当社は、年間を通じて、株主・投資家との対話や情報提供の機会を積極的に設けています。株主・投資家との対話には、IR担当部門であるIR推進室およびSR担当部門として2023年度に新設したコーポレートガバナンス推進室ならびに両部門を管掌する執行役員がテーマに応じて当たっています。対話の内容は、業績や事業方針に関するもののほか、ガバナンス、サステナビリティに関することなど、時期や投資家の要請などに応じ、幅広い範囲にわたっていますが、2023年度においては、特に、SRの強化を目的に国内の機関投資家を中心に面談の機会を増やし、当社のガバナンスや役員構成に関する考え方についての説明をこれまで以上に丁寧に行うとともに、当社に対する投資家の期待や意見、議決権行使の考え方などの傾聴と率直な意見交換に努めました。株主・投資家からいただいた意見は、各取締役役に報告し、当社の経営議論の参考としています。

2024年3月28日開催の定時株主総会の決議により、取締役を増員し、取締役会の構成を変更しましたが、この際も、本件を早期に公表(2023年9月)した上、各機関投資家との対話を開始し、その対話の結果を踏まえて取締役増員理由などの追加公表(2024年2月)、同株主総会の招集通知への取締役会スキル・マトリックスの掲載などの取り組みにつなげました。

今後も対話を通じて得た指摘事項はマネジメントと共有し、企業価値のより一層の向上に資するべく努めていきます。

リスクマネジメント

基本的な考え方

キヤノンでは、業務の適正を確保し、企業価値の継続的な向上を図るため、事業遂行に際して直面し得る重大なリスクの管理体制を整備・運用することが極めて重要であると認識しています。

リスクマネジメント体制の状況

キヤノン(株)では、取締役会決議にもとづき、リスクマネジメント委員会を設置しています。同委員会は代表取締役CFOを委員長とし、「財務リスク分科会」「コンプライアンス分科会」「事業リスク分科会」の3つの分科会を置いています。

同委員会では、キヤノンが事業遂行に際して直面し得る重大なリスクの特定(法令・企業倫理違反、財務報告の誤り、環境問題、品質問題、情報漏えいなど)を含むキヤノンのリスクマネジメント体制の整備に関する諸施策を立案します。

法務部門、ロジスティクス部門、品質部門、人事部門、経理部門など、事業活動にともなう各種リスクを所管するキヤノン(株)の各管理部門は、それぞれ関連する分科会に所属し、その所管分野について、キヤノン(株)各部門および各グループ会社のリスクマネジメント活動を統制・支援しています。

リスクマネジメント体制の整備・運用プロセス



リスクマネジメント体制



キヤノン(株)の各部門および各グループ会社は、前記体制のもと、自律的にリスクマネジメント体制の整備・運用を行い、その活動結果をリスクマネジメント委員会に毎年報告しています。

リスクマネジメント委員会は、各分科会および各部門・各社からの報告を受け、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を評価し、その評価結果を代表取締役CEOおよび取締役会に報告しています。なお、2023年は評価の結果、重大な不備は発見されませんでした。

グループ全体で展開する リスクマネジメントコミュニケーション

キヤノン(株)では、人事部門が主催するグループ会社の新任役員研修において、各社でリスクマネジメント体制を自律的に整備・運用することの重要性とその整備・運用における役員の役割を教育しています。

また、キヤノン(株)および国内グループ会社では、リスクマネジメントの意義、キヤノンのリスクマネジメント体制、リスクマネジメントの実践の仕方および管理職の役割を記した「キヤノングループ リスクマネジメントハンドブック」を役員・幹部社員に配布しています。人事部門が主催する新任部長研修、新任課長研修においては、ハンドブックを用いてリスクマネジメントの重要性とその構築における管理職の役割を認識させています。

さらに、イントラネット上のWebサイトでは、キヤノン(株)とグループ会社の従業員に向けてキヤノンのリスクマネジメントの考え方や活動状況などの情報をタイムリーに発信しています。

財務リスクマネジメントの推進

キヤノン(株)の財務報告に係る内部統制は、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み(2013年版)」で確立された規準にもとづき、整備と運用を行っています。また、「財務リスク分科会」では、日本の会社法や金融商品取引法、および米国のサーベンス・オクスリー法への対応を含め財務リスクに関する内部統制の強化を目的とした活動をグループ全体に展開しています。

具体的には、各グループ会社の自律的な活動や自主的な教育を支援し、各社が主体的に財務リスクに対する業務手続きのPDCAサイクルを回すことで、グループ全体の「財務報告の信頼性確保」における質的改善を図っています。

これらの取り組みの結果、2023年度末時点での「財務報告に係る内部統制は有効である」と判断しています。

2024年3月に米証券取引委員会(SEC)に対して登録廃止申請を行いました。申請が認められると、財務報告に係る内部統制の報告はこれまでのCOSO規準から金融商品取引法にもとづく内部統制の基本的枠組みに準拠して行うこととなりますが、財務リスクマネジメントの強化としてこれまで行ってきた活動は変えることなく継続していきます。

コンプライアンスの推進

「コンプライアンス分科会」では、「キヤノングループ行動規範」にもとづく企業倫理をグループ内で徹底させるとともに、コンプライアンス体制の整備を進め、これを定期的に見直しています。これらの取り組みの結果、2023年もキヤノンに重大な影響を与える罰金などの制裁措置は受けていません。

キヤノングループ行動規範の項目(抜粋)

経営姿勢

- 社会への貢献
優れた製品の提供/消費者保護/地球環境保護/
社会文化貢献/コミュニケーション
- 公正な事業活動
公正競争の実践/企業倫理の堅持/適切な情報提供

役員・社員行動規範

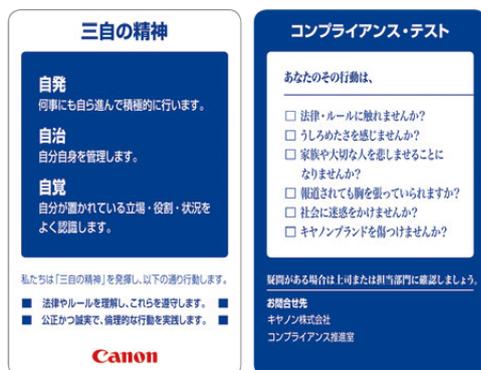
- 企業倫理と法の遵守
公正・誠実/適法な業務遂行/ルールの適正解釈
- 会社資産の管理
資産の厳格管理/不正利用の禁止/知的財産権の保護
- 情報の管理
ルールに基づく取り扱い/私的利用の禁止/インサイダー取引の禁止/他社情報の不正取得の禁止/
他社情報の適切な取り扱い
- 利益相反と公私の区別
利益相反の回避/贈与・接待・利益供与の禁止/
未公開株式の取得禁止
- 職場環境の維持・向上
個人の尊重と差別の禁止/
セクシャルハラスメントの禁止/銃刀・薬物の持込禁止

企業倫理の徹底

■キヤノングループ行動規範 / コンプライアンス・カード

キヤノンは、1992年制定の「キヤノン行動規範」を刷新し、2001年に「キヤノングループ行動規範」を制定しました。グループ全体の経営姿勢を示すとともに、役員・従業員が業務の遂行にあたり守らなければならない規準を示しています。世界各国・地域の役員・従業員が内容を理解できるよう、日本語版のほか、英語、フランス語、中国語など20言語以上に翻訳され、各グループ会社はそれぞれの取締役会などで同規範の採択を決議し、役員・従業員に配布またはイントラネットに掲載するなど、その浸透に努めています。

また、従業員がつねに携帯可能な「コンプライアンス・カード」を作成し、日本語版のほか、英語、フランス語、中国語など20言語以上に翻訳して、国内外のグループ会社の役員・従業員に配布しています。このカードには創業期からの行動指針である「三自の精神」のほか、日々、自らの行動を自己点検するための「コンプライアンス・テスト」が記載されています。



コンプライアンス・カード

■企業倫理・コンプライアンス教育

キヤノンでは、事業を展開する地域の状況に応じて、企業倫理やコンプライアンスに関わる従業員教育を行っています。

たとえばキヤノン(株)および国内グループ会社では、入社研修などを通じて、役員・従業員を対象に教育を実施しています。また、2004年以来、上期と下期の年2回、「コンプライアンス週間」を設定し、コンプライアンスに関する課題について職場ごとに議論を行い、コンプライアンス意識の浸透と法令遵守を実現する業務プロセスの整備・改善に取り組んでいます。

■社内外からの通報制度

キヤノン(株)は、法令違反、贈収賄などの腐敗行為、その他キヤノングループ行動規範違反を含むコンプライアンス関連の内部通報を受ける窓口を設けています。通報者の秘密を守ること、通報によって不利益な取り扱いを受けないことを保証し、社内のコンプライアンス総合サイトや研修などを通じて通報窓口の周知に努めるなど、適切な利用のための施策を行っています。また、匿名での通報も可能となっています。コンプライアンス違反の可能性のある通報については、事実関係の調査を行い、最終的に違反の有無の判定を行います。調査の結果、コンプライアンス違反が認められた事案については、必要な是正措置・再発防止策を取っています。

内部通報窓口は、国内外のほぼすべてのグループ会社にも設置されています。キヤノン(株)では、グループ会社の内部通報制度の運用状況を把握するため、グループ会社から半期ごとに報告を受けています。各社からの報告内容は、件数だけでなく案件ごとの通報内容や調査・対応結果、再発防止策なども含まれます。キヤノン(株)およびグループ会社で通報を受けて調査が完了した事案およびそのうちコンプライアンス違反が認められた事案については、類型ごとに分析し、その結果をリスクマネジメント委員会に毎年報告するとともに、各グループ会社にフィードバックしています。

さらに、キヤノン(株)では、社外のステークホルダーに対しても窓口を設けています。ステークホルダーはこの窓口を通じて、キヤノンの企業活動にともなう人権に関する具体的な懸念や情報、その他サプライチェーンにおけるさまざまなリスクに関する具体的な懸念について通報することができます。通報を受け付けた件については、事実関係の調査を行い、問題があると判断されれば、適切な手続きを通じてその是正や再発防止に取り組みます。また、通報者のプライバシーを保護し、通報したことを理由とする不利益な取り扱いを受けないよう、匿名での通報を可能とするなど、十分な配慮がなされています。

2023年の年間通報件数は、日本を含むアジア、米州を中心にグループ全体(従業員数16万9,151人)で298件あり、2023年末時点で調査が完了した通報のうちコンプライアンス違反が認められた事案は43件です。なお、2023年の通報のなかに重大なコンプライアンス違反事例はありませんでした。

コンプライアンス体制の整備

キャノンでは、リスクが現実の問題として発現する可能性や、発生した場合の経営や事業への影響度合いなどを勘案して、キャノンが直面し得る独占禁止法違反、腐敗防止法違反、安全保障輸出規制違反などの重大なコンプライアンス違反リスクを特定しています。これらのリスクを低減するために、業務フローの整備、ルールの整備、関係従業員への法令教育、監査・点検の実施など遵法体制の整備を行っています。

■ 安全保障貿易管理の徹底

キャノンは、大量破壊兵器および通常兵器の開発・製造に転用可能な貨物や技術に関する輸出規制を遵守するため、代表取締役社長を最高責任者とする管理体制を構築して運用しています。具体的には「貨物および技術が規制対象か否か」「取引先が大量破壊兵器の開発に関与していないか」などについて、厳格な審査を行った上でビジネスを行っています。

安全保障貿易管理は、一つの国・地域だけの取り組みでは不十分で、国際条約や国際輸出管理レジームの合意を基本とした国際的協調が重要です。キャノンでは安全保障貿易管理の分野において統一した管理方針および基準を保つため、「キャノン安全保障貿易管理ガイドライン」を定めて国内外グループ会社で運用しています。

昨今では先端技術開発競争や情報セキュリティ、人権問題などを理由に安全保障貿易管理規制の枠組みを用いて、特定の国・地域や企業を対象とした取引を規制しようとする動きも見られます。キャノンでは、ビジネス領域を広げていくなかで注意を払うべき取引も増加しており、世界情勢や最新の規制動向を確認しながら、安全保障貿易管理を徹底しています。

■ 独占禁止法の遵守

製品の開発から、生産、販売、そしてアフターサービスまでを担うキャノンにとって、すべての事業活動に適用される独占禁止法は、遵守を徹底すべき重要な法律の一つです。

キャノン(株)の事業部門および販売・サービス機能を担う国内外のグループ会社では、独占禁止法違反のリスクがある部門の従業員に対して、独占禁止法の趣旨や違法行為類型、業務遂行上の留意事項などについて定期的に研修を実施しています。また、独占禁止法に関する相談窓口を法務部門に置き、法律の解釈や適用について疑問がある場合には同窓口にご相談するよう周知徹底しています。

■ 腐敗防止

キャノンでは、「キャノングループ 企業の社会的責任に関する基本声明」において、「9. 贈収賄等腐敗行為の防止」を明記し、社内外のすべてのステークホルダーに対してキャノンの贈収賄などの腐敗防止に対する企業方針を表明しています。また、「キャノングループ行動規範」(→P80)において、キャノンの役員・従業員は、取引先、会社の顧客から社会的常識の範囲を超えた贈与、接待などの利益を受けてはならないこと、官公庁、取引先、会社の顧客に対し同様の利益を与えてはならないこと、利益相反を生じる行為やインサイダー取引を行ってはならないことなどを明記しています。サプライヤーに対しては、上記基本声明を受けて「キャノンサプライヤー行動規範」を発行し、贈収賄などの腐敗行為を行わないことを要請しています。

上記方針のもと、キャノンでは事業遂行に際して直面し得るリスクの洗い出しと評価を行った上で、リスクマネジメント委員会において腐敗防止法違反リスクを重大なリスクの一つと位置づけています。その対応策としては、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開している腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index)などを用いて事業を行う国・地域や事業内容をもとに腐敗リスクを評価し、そのリスクに応じて、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)や英国の贈収賄防止法(Bribery Act)など主要国・地域における腐敗防止に関する法令やガイドラインに従った腐敗防止体制を整備しています。具体的には、高リスクと評価した事業・地域については、各グループ会社において、担当部門を設定し、腐敗防止に関する基本方針や会社規程の策定を通じて、腐敗防止に対する経営姿勢や遵守すべき事項を明確にしています。また、取引先や仲介者などキャノン以外の第三者による腐敗防止体制(デュー・デリジェンスの実施や契約での賄賂禁止条項の規定など)の構築に取り組みとともに、リスクが高い業務に従事する従業員に対しては、主要国・地域の腐敗防止に関する法令の理解を深めるための教育を毎年実施しています。加えて、腐敗リスクに応じて監査を実施するほか、サプライヤーに対してはサプライチェーンの管理の一環として行っている年1回の定期調査(→P86)のなかで、賄賂や不適切な利益の授受を防止する取り組みの有無を確認しています。さらに、このような腐敗防止体制を含むリスクマネジメント体制の整備・運用状況をリスクマネジメント委員会において毎年評価し、その評価結果を代表取締役CEOおよび取締役会に報告しています。

参考：キャノンサプライヤー行動規範
<https://global.canon/ja/procurement/pdf/coc-j.pdf>

■ 個人情報の保護

キヤノン(株)では、経営会議での審議を経て2002年4月に制定された「個人情報保護方針」にもとづき、「個人情報保護規程」をはじめとした個人情報の取り扱いを定めたルールを整備しています。

また、リスクマネジメント委員会において個人情報保護法違反リスクを重大なリスクの一つと位置づけ、国内外のグループ会社においても、定期的に自主点検や教育を実施して個人情報を適切に取得・利用する体制の整備を推進しています。

2018年5月にEU一般データ保護規則(GDPR)[※]が施行されて以降、2020年に日本で改正個人情報保護法が成立、米国カリフォルニア州でCCPA(California Consumer Privacy Act)が施行、また、2021年には中国で個人情報保護法が施行されるなど、世界各国・地域で個人情報保護規制強化の動きが活発になっています。キヤノンはこれらの法制化動向を今後も継続的にモニターし、適切に対処していきます。

※ General Data Protection Regulation

事業リスクマネジメントの推進

「事業リスク分科会」では、事業活動を進める上で発生するリスクについて、発生した場合の影響の大きさを勘案して重大リスクを定め、そのマネジメントを担当しています。

重大リスクに選定された各リスクについて、活動の主体となる所管部門と協同で活動方針・計画を定め、各部門および各グループ会社の担当部門を通じて、体制の整備やリスク低減活動を推進しています。

情報セキュリティの徹底

キヤノンは、情報セキュリティを重要な経営課題ととらえ、情報セキュリティ規程の基本理念をもとに、グループ全体で取り組むためのマネジメント体制を確立しています。この体制のもと、情報セキュリティ対策として「内部からの情報漏えい対策」「外部からのサイバー攻撃対策」、その他の対策として「生産設備のセキュリティ対策」「従業員の意識向上に向けた情報セキュリティ教育」を実施しています。

また、キヤノンでは情報セキュリティ部門を登録範囲として、情報セキュリティマネジメントシステムを構築・運用するための国際規格であるISO27001の外部認証を取得しています。

■ 情報セキュリティマネジメント体制の状況

キヤノンは、キヤノン(株)情報セキュリティ担当役員である情報通信システム本部長を情報セキュリティの意思決定責任者と位置づけ、キヤノン(株)の情報通信システム本部が実務組織として、グループ全体の情報セキュリティマネジメントにおける責任を担っています。

万が一、情報セキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、情報通信システム本部に報告され、状況に応じリスクマネジメント委員会(→P74)に報告する体制となっています。

また、情報通信システム本部は情報セキュリティをグループ全体で同じレベル、同じ考え方で維持することを目的として、「グループ情報セキュリティルール」を策定し、国内外のグループ会社に適用しています。グループ会社では同ルールをもとに、各社の実情にあわせた規程やガイドラインを策定するとともに、教育啓発活動を実施しています。また、各グループ会社の取り組み状況については、同ルールにもとづいた各グループ会社による内部点検および情報通信システム本部による定期的な監査によって確認し、必要に応じて施策の改善や見直しを行っています。

2023年も国内グループ会社23社、海外グループ会社27社を対象に、情報セキュリティ監査を実施しました。

情報セキュリティインシデントが発生した際に、対処するための専門チームCSIRT[※](シーサート)を2015年にキヤノン(株)情報通信システム本部内に設置しました。同時に、日本シーサート協議会(NCA)に加盟し、他社CSIRT組織との連携強化を図っています。

※ Computer Security Incident Response Teamの略。コンピューターセキュリティにかかる事件・事故に対処するための組織の総称

■ 情報システムセキュリティ対策

キヤノンは、情報セキュリティの三要素といわれる「機密性」「完全性」「可用性」^{※1}を保持するための施策に取り組んでいます。

内部からの情報漏えい対策として、最重要情報はセキュリティを強化した専用のシステムに保管し、アクセス制限や利用状況の記録を徹底しています。また、社外から自社の情報資産に安全にアクセスできる環境を構築した上で、メールのファイル添付送信やPC・記録メディアの社外持ち出しを管理しています。

また、外部からのサイバー攻撃対策として、マルウェア^{※2}などが添付された不審メールの侵入監視、社内からインターネットへの不正通信の監視を実施し、攻撃被害の拡大防止に努めています。

さらに、サイバー攻撃を想定した対応訓練(NISC※3/NCA連携 分野横断的演習)に2017年より毎年参加し、障害対応体制の強化を図っています。

- ※1 機密性：許可された者だけが情報にアクセスできるようにすること
 完全性：情報や処理方法が正確で、改ざんされないよう保護すること
 可用性：許可された者が必要とする時に情報にアクセスできるようにすること
 ※2 不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェア。コンピューターウイルス、ランサムウェアなど
 ※3 National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity (内閣サイバーセキュリティセンター)の略

■ 生産設備のセキュリティ対策

キヤノンは、マルウェアやサイバー攻撃によって工場の生産設備に稼働障害が発生し、生産計画に問題が生じることがないように、生産設備のセキュリティ対策に取り組んでいます。

従来、サイバー攻撃の対象は企業の業務システムやWebシステムなどの情報システムが主体でしたが、生産設備においても汎用OSの利用やIoT化が進み、情報システムと同等の情報セキュリティリスクが生じています。生産設備の運用期間は汎用OSのサポート期間よりも長期にわたり、情報システムとは別のセキュリティ対策が必要となるため、キヤノン(株)および国内外のグループ生産会社では、ウイルス感染などによる操業停止に陥らないよう、生産設備系ネットワークの不正通信監視を行っています。

また、生産設備についてもセキュリティ監査を実施し、安全な生産環境の維持を図っています。

■ 従業員の意識の向上をめざす情報セキュリティ教育

キヤノンは、情報セキュリティの維持・向上のため、情報システムの利用者である従業員の意識向上にも注力しています。

定期入社者、中途入社者ともに集合教育を通じてキヤノンの情報セキュリティに関する施策やルールの徹底を図っています。また、毎年、役員と全従業員を対象として、eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施しています。

2023年はキヤノン(株)の従業員全員の約2万4,000人が受講しました。研修内容は、現在主な脅威となっているウイルス感染の事例を確認し、インターネット・SNS利用時における注意点など、従業員の情報セキュリティリテラシー※を向上させるものとなっています。また、キヤノン(株)、グループ会社の約6万人の従業員に対し、不審メールを受け取った際に適切に対処し被害を拡大させないための実践教育として標的型攻撃メール対応訓練も実施しました。特に、メールでの業務に慣れてい

ない新入社員については、別途訓練を実施し、教育を強化しています。

※ セキュリティ対策を実行する時に知っておくべき知識やスキル

事業継続計画

キヤノンの本社ビル、情報システムや研究開発の基幹設備は、東京近郊に集中していますが、一般的に日本は世界のほかの国・地域と比較して地震の頻度が高いため、地震被害も受けやすい地域であるといえます。また、研究開発、調達、生産、ロジスティクス、販売、サービスといったキヤノンの施設や事務所は世界中に点在し、地震・洪水などの自然災害、テロ攻撃といった事象にともなうインフラの停止により混乱状態に陥る可能性があります。キヤノンは、このような万が一の災害などに対しても事業を継続できる体制を整備することを企業としての重大な社会的責任の一つと考えています。こうした認識のもと、事業継続計画(BCP)※1や「キヤノングループ防災行動指針」の策定をはじめ、同類機種を複数の拠点で並行生産するバックアップ体制の構築、旧耐震基準の建築物改修や地域との防災協定締結、情報収集・報告体制の整備など、災害時の事業継続対策を推進しています。

特に、下丸子本社では、世界本社という重要性を考慮し、危機管理対策室の整備、自家発電設備・燃料・装備品・備蓄品などの整備を進めたほか、通信設備の多重化も実施しています。また、情報システムのバックアップとしてディザスターリカバリーセンター※2を設置することで、首都直下型地震などの大規模災害時においても基幹システムが安全に作動できる体制を整備しています。

国内グループ会社の全拠点においても、建物の改修や非常時通信設備の整備、非常時対応体制の整備を進め、従業員に対しては実践的な防災訓練などを通じて災害時対応に関する意識啓発を図っています。また、各拠点のさまざまな場所に設置した監視カメラのデータを利用し、災害時には本社から各拠点の被災状況を迅速に把握できる体制を整えています。さらに、自然災害や火災から早期に人命の安全を確保するとともに、2次災害を防止し会社資産を保護することを目的とした担当者マニュアルを整備し、各グループ会社でも、立地する地域の災害リスクに応じて、スムーズな復旧をめざす地域版マニュアルを策定しています。このマニュアルにもとづき、2023年は、45拠点で有事対応シミュレーション訓練を実施しました。

※1 Business Continuity Planの略。災害や事故などの際に最低限の事業を継続し、短期間で復旧できるよう策定された行動計画

※2 災害によるシステム停止に備えて、システム内のデータをバックアップするための施設

経済安全保障への取り組み

近年、地政学リスクの高まりを受け、特定国への過度な依存の見直しなどの備えが求められてきています。経済安全保障として先端技術の優位性確保、重要技術の自立性の向上、重要物資のサプライチェーンに係る脅威の低減などが各国で重視され、法制化の動きもみられます。日本でも経済安全保障推進法が2022年5月に成立しています。

これらの課題へ全社横断的に対応するため、キヤノン(株)は経済安全保障に関し、経済安全保障統括室が社内外情報を集約・調査・分析し、グループ全体へ共有するしくみを構築するなど、リスクへの対応力を強化しています。

適正な納税の履行

世界中で事業を展開するキヤノンにとって、事業活動を行う国・地域において納税義務を適正に履行することは、企業が果たすべき最も基本的かつ重要な社会的責任の一つです。こうした認識のもと、キヤノン(株)は経理本部が税務を統括する体制を取り、以下の原則を遵守しています。その結果、2023年も大きな影響を与える罰金などの制裁措置は受けていません。

1. 税務関係法令およびその精神を遵守し、租税回避を意図した税務プランニングは行わず、適正に納税する
2. 税務に関係ある会計処理およびその関連措置については、つねに遺漏のないようにし、適法な税務管理を行う
3. 税務に関するガバナンス体制を整備し、税務コンプライアンス意識の向上に努める
4. 国際税務に関する国際社会共通のルール(経済協力開発機構/国際連合が定めるガイドラインなど)を尊重し、各国の税務関係法令に準拠する

法人税等

	2019	2020	2021	2022	2023
税引前当期純利益に対応する税額(億円)	561	343	719	924	1,063
税引前当期純利益に対する実効税率(%)	28.7	26.4	23.7	26.2	27.2

サプライチェーンマネジメント

基本的な考え方

キヤノンは、世界中のサプライヤーと協力関係にあり、電子部品、メカ部品、ユニット、材料などを購入しており、グローバルにビジネスを展開するメーカーとして、環境・社会に配慮した調達活動を行う責務があると考えています。この考えのもと、2019年にはグローバルサプライチェーンにおける社会的責任を推進する企業同盟である Responsible Business Alliance (RBA) に加盟しました。

また、調達に関わる法規制やルールをグローバルな視点で遵守するだけでなく、サプライヤーとの公正で透明な取引を行うことが重要と考えており、調達コンプライアンスの徹底や、広く国内外からサプライヤーを募るオープン調達を推進しています。

方針

調達活動における企業倫理の遵守や環境保全への配慮、公正・公平な取引などの基本姿勢を「調達方針」として定めています。また、RBA行動規範を採用した「キヤノンサプライヤー行動規範」を策定し、労働・安全衛生・環境・倫理・マネジメントシステムなどに配慮した調達活動をグローバルサプライチェーン全体で推進しています。RBA行動規範は、英語、中国語、日本語、タイ語、ベトナム語など20言語以上に翻訳されています。なお、調達方針およびキヤノンサプライヤー行動規範は、Webサイトでステークホルダーのみなさまに広く公開しています。

また、毎年開催する「調達方針説明会」にて、全世界の主要サプライヤーに調達方針の説明およびキヤノンサプライヤー行動規範への遵守要請や活動報告を行い、連携強化を図っています。さらに、キヤノンサプライヤー行動規範に関しては、世界中のサプライヤーに対して年1回の定期調査の際に周知するほか、2次サプライヤーに対しても、1次サプライヤーを通じて本行動規範への理解・遵守を要請しています。

参考：調達方針

<https://global.canon/ja/procurement/policy.html>

参考：キヤノンサプライヤー行動規範

<https://global.canon/ja/procurement/pdf/coc-j.pdf>

推進体制

キヤノン(株)調達本部がグループ全体の調達活動を統括・推進しています。調達本部内に内部統制担当部署を設置し、ルール整備や運用状況のモニタリング、部門員教育などを通じて全体統制を図っています。

また、法令違反や事業遂行上のリスクに関する重要事項はリスクマネジメント委員会(→P74)においてリスク・機会への対応の方向性や施策などについて審議され、CEOおよび取締役会に報告されます。

サプライヤーに対する取り組み

サプライヤーの評価

キヤノンは、新規のサプライヤーと取引を開始する際には「キヤノンサプライヤー行動規範」などにもとづいて、企業倫理(法令遵守、製品安全、機密情報管理、人権、労働、安全衛生、知的財産権保護など)、地球環境保全(化学物質管理、大気汚染や水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理、省資源・省エネルギー活動への取り組み、温室効果ガスの削減、生物多様性保全)、財務、生産体質(品質、コスト、納期、製造能力、管理)などの基準を満たしているかどうかを審査しています。

これらの基準をクリアできたサプライヤーだけが「サプライヤーリスト」に登録されます。サプライヤーリストに登録された既存のサプライヤーに対しては、定期調査を年1回行い、調査結果や取引実績などから総合的に評価します。その結果はサプライヤーリストに反映し、評価の高いサプライヤーと優先的に取引できるようにし

サプライヤー評価のフロー



※ 企業倫理には、法令遵守、製品安全、機密情報管理、人権、労働、安全衛生、知的財産権保護などを含む

ています。さらに、評価が低かったサプライヤーに対しては現地監査を行うなど、改善に向けた指導・教育などを行っています。特に、人権、労働、環境などの法令や社会的取り決めに関わる項目を遵守していない場合には継続取引をしない場合があります。

キヤノンは、主要事業製品の部品/材料サプライヤー（以下、主要サプライヤー）に対しては、RBAのSAQを用いて、労働・安全衛生・環境・倫理に関するリスクの特定に取り組んでいます。2023年は、385社に対して調査を実施し、378社（512拠点）より回答を得ました。回答が得られなかったサプライヤーについては、個別確認を実施しています。結果として、リスクが高いと特定された主要サプライヤーはありませんでしたが、労働・安全衛生・環境・倫理の各項目の結果を主要サプライヤーにフィードバックし、弱点を把握して、今後の改善に生かすように要請しました。

また、日本およびアジアの主要サプライヤー数社について、SAQの回答内容の検証や、実地確認を適宜実施しています。

さらに、主要サプライヤーについては、RBA行動規範に関する同意書への署名をお願いしています。2023年に調査を実施した主要サプライヤー385社のうち、373社（96.9%）から同意を得ました。

このほか、2022年より、主要事業の生産拠点において、警備、清掃、食堂業者などの構内請負会社、設備や寮の管理会社、人材派遣会社などに対して、労働、安全衛生、環境、倫理に関するリスク評価を実施しています。2023年は、主に以下の項目についてリスクが特定され、サプライヤーと連携して改善に取り組みました。

■ 雇用に関する労働者の費用負担

制服などの着用が必要とされる場合に労働者がそれらを購入し、退職時に返金されている事例を確認した。サプライヤーに対して労働者が制服などの費用を負担しないよう指導し、サプライヤーとの契約書に同要求事項を入れ、再締結した。

■ 避難訓練の頻度

避難訓練を年1回以上の頻度で実施できていなかったサプライヤーに対し、最低でも年1回の避難訓練の実施を要請し、避難訓練実施計画書を確認した。

■ 文書記録の管理について

環境に関する法的許可、免許に関する最新の文書記録がないと回答したサプライヤーに対し、適用される法規制や免許を特定し、最新の記録を保持するしくみを構築するよう要請した。

■ 安全衛生コミュニケーション

高所や高電圧などの危険をともなう作業がある、または、危険に関する情報表示に不備があるサプライヤーに対し、リスクアセスメントの実施と、保護具の使用および労働者が理解できる言語での危険情報の表示を要請した。

■ 個人情報の管理

暗号化などの適切なアクセス制限を行って個人情報を管理していないと回答したサプライヤーに対し、パスワードの設定や保管庫の施錠などによる適切な管理を要請した。

グリーン調達とサプライヤーへの働きかけ

環境の分野では、キヤノンはサプライヤーへの要求事項を定めた「グリーン調達基準書」を策定し、サプライヤーとの取引において遵守を必須条件としています。具体的には、「事業活動の管理」「物品の管理」の2つの視点での管理を車の両輪ととらえ、次の図中のA～Dの4つの枠組みが有効に機能していることを要求事項としています。万が一、サプライヤーが環境にマイナスの影響を及ぼした場合には直ちに是正措置を求め、改善状況を確認しています。

グリーン調達基準の要求事項の考え方

	環境管理システム	パフォーマンス
事業活動	A：事業活動の環境マネジメントシステム 事業活動の環境マネジメントシステムの構築・運用	B：事業活動のパフォーマンス 環境関連法規制の遵守 その他の適用可能な法的要求事項の遵守 使用禁止物質の不使用 削減対象物質の使用削減 土壌・地下水汚染防止対策の実施
物品	C：製品含有化学物質管理 製品含有化学物質管理システムの構築・運用	D：物品のパフォーマンス 使用禁止物質の非含有 使用制限物質の期限以降の非含有

■ 取引先環境評価（A～C） ■ 物品評価（D）

サプライチェーンマネジメント

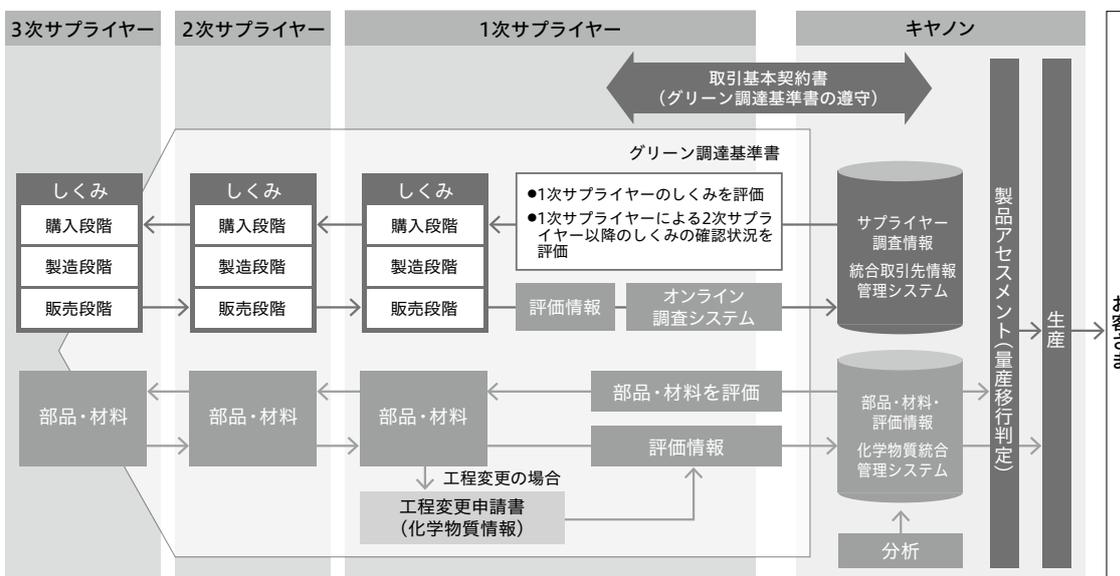
地球環境保全活動を進めるために、サプライチェーンを通じたサプライヤーに、事業活動の環境負荷低減に向けた環境マネジメントシステムの構築、運用を要求しています。特に製品含有化学物質については、グリーン調達基準の要求事項に加え、部品・材料の含有化学物質情報を社内システムにて一元管理する体制を構築し、製品への禁止物質の混入を未然に防いでいます。

サプライヤーにおける環境汚染の未然防止に向け、キヤノンはこれまでもサプライヤーの事業活動のしくみ、パフォーマンスに関する状況・是正確認を行ってききましたが、リスク管理をより一層強化する取り組みを進めています。たとえば、強化される法規制に確実に対応して

いくため、新興国・地域における排水や廃棄に関する法規制情報の収集・分析の強化を図っています。また、重金属を多く使用することから、排水処理に関わる環境汚染リスクが相対的に高い「めっき」工程について、リスク管理を強化しています。キヤノンの2次サプライヤーに該当するめっき業者のなかには、排水処理業者に委託しているケースもあることから、排水処理業者も含めた遵法確認を行っています。このようにリスク管理の対象範囲を拡大することで汚染の未然防止に努めています。

参考：グリーン調達活動
<https://global.canon/ja/procurement/green.html>

製品含有化学物質の管理体制



中国公衆環境研究中心 (IPE) と連携した「サプライチェーンの環境リスク低減」

キヤノンは、中国の環境NGOである公衆環境研究中心 (IPE) が公開するサプライヤー情報をもとに、サプライチェーンの上流に位置する2次・3次などの中国国内のサプライヤーに対して、環境リスク削減に向けた勧告や改善を行っています。定期的にIPEと情報共有を行い、ベストプラクティスを共有することで、サプライチェーン全体の環境リスク低減を推進しています。

ステークホルダーの声

キヤノンは長年、IPEブルーマップ・データベースを用いてサプライチェーン管理を展開し、サプライヤーの環境違反行為の是正を推進し、サプライチェーン全体の環境負荷低減に積極的に貢献してきました。IPEグリーンサプライチェーンCITI (Corporate Information Transparency Index) の評価で、キヤノンは10年連続の業界トップ10にランキングされています。また、企業自身や企業のサプライチェーン全体にわたる気候変動への取り組みを評価するCATI (Corporate Climate Action Transparency Index) でも、業界上位にランクインしています。今後もキヤノン、IPEの双方で協力しながら、環境負荷低減の推進を加速させていきたいと考えています。



馬軍氏
 公衆環境研究中心
 主任

サプライヤーとの連携

キヤノンは、「EQCD思想」(→P13)を実践するために、サプライヤーとの協力関係を強化しています。

具体的には、「調達方針説明会」において、環境推進の取り組みとして、サプライチェーン全体でのCO₂排出量の可視化、サプライヤーのCO₂排出量削減促進、低CO₂排出材料・部品の採用など、キヤノンがめざす2050年ネットゼロに向けた施策をサプライヤーに説明しています。

このほか、品質分野においては、不良品の解析と要因推定を行い、その結果をもとにサプライヤーと連携し、工程改善を実施して品質向上を図っています。

こうしたコミュニケーションを通じて、サプライヤーとの情報共有、連携強化を図り、ともに成長していくことをめざしています。

サプライチェーンにおけるリスクに関する連絡窓口

キヤノンではサプライチェーンに関する懸念について社内外問わず匿名で連絡できる窓口を設けています。児童労働や強制労働の発生など人権、労働安全衛生などに関する具体的な懸念や情報がある場合には、この窓口を通じて通報ができることを「キヤノンサプライヤー行動規範」に記載し周知しています。

参考：責任ある企業行動に関する通報窓口
<https://global.canon/ja/contact/csr/csr-form.html>

責任ある鉱物調達への取り組み

キヤノンを含め多くの企業が製造・販売する製品には、さまざまな鉱物由来の材料が使用され、世界中の原産地から多様なサプライチェーンを経由して調達されています。これらの中には鉱物の採掘地や製錬所などの加工先において、武装勢力の関与、深刻な人権侵害や環境破壊が指摘されるものがあり、紛争地域や高リスク地域を把握して、人権・環境リスクが高い事業者から供給される材料の使用を回避することが企業の社会的責任の一つとして求められています。

キヤノンはお客さまに安心して製品をお使いいただくため、取引先や業界団体と協力しながら、責任ある鉱物調達の取り組みを進めています。

参考：責任ある鉱物調達に関するキヤノングループの基本方針
<https://global.canon/ja/csr/conflict/policy.html>

デュー・デリジェンス

キヤノンは、鉱物の原産国調査ならびにデュー・デリジェンスの実行において、経済協力開発機構(OECD)が発行する「OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイダンス(OECDガイダンス)」記載の5段階の枠組みに従って取り組みを進めています。

グループで統一した方針と調査・報告体制を整えるとともに、調査対象となる鉱物や金属が含まれている製品を特定し、その部品や材料について、サプライチェーンをさかのぼった調査を実施し、世界の紛争地域や高リスク地域に所在する人権・環境リスクを特定するデュー・デリジェンスを実施しています。

リスクの特定と評価

アフリカのコンゴ民主共和国(DRC)およびその隣接国で産出されるスズ、タンタル、タングステン、金(3TG)は、その一部が武装勢力の資金源となり、深刻な人権侵害や環境破壊、違法採掘などを引き起こしているとして紛争鉱物と呼ばれています。キヤノンは、2013年からアフリカのDRCおよびその隣接国から産出される3TGのリスク調査を継続しています。

また、2021年にはEU紛争鉱物規則の運用が開始されました。キヤノンは本規則の適用を受けませんが、DRCおよびその隣接国に限定しない、紛争地域や高リスク地域にも調査範囲を拡大しました。

さらに、3TG以外の鉱物の調達リスクに関しても世界的な関心が高まっており、特に、リチウムイオンバッテリーなどに使用されるコバルトについて、採掘場における児童労働、人権侵害が懸念されています。キヤノンでは2021年からコバルトの調達リスクの調査を開始しました。

上記のリスクを特定するため、デュー・デリジェンスでは、Responsible Minerals Initiative (RMI)*が公表する標準調査票であるConflict Minerals Reporting Template (CMRT) とExtended Minerals Reporting Template (EMRT) を活用しています。必要に応じてキヤノン独自の調査票も併用しています。

* 責任ある鉱物イニシアティブの略で、紛争鉱物対応で主導的な役割を果たしている国際的なプログラム

サプライチェーンマネジメント

リスク低減に向けた取り組み

鉱物の原産地や製錬所の特定には、サプライヤーの協力が欠かせません。キャノンは調査マニュアルなどを作成して取引先の調査を支援するとともに、調査の結果、著しいリスクが発見された場合には、サプライヤーに対しリスクの低いサプライチェーンへの切り替えを要請し、リスク軽減に取り組んでいます。

また、懸念されるリスクを早期に認識するため、公式Webサイトに「鉱物リスクに関するご連絡窓口」を設置しています。キャノン製品のサプライチェーンに関連して、紛争地域および高リスク地域における鉱物の採掘・取引・取り扱い・輸出をめぐる具体的な懸念や情報(紛争地域における武力勢力の資金源や人権侵害となっている事実など)がある場合は、この連絡窓口に通報することができます。

参考：鉱物リスクに関するご連絡窓口
<https://global.canon/ja/contact/conflict/conflict-form.html>

業界団体との連携

キャノンは、2015年4月より、鉱物リスクの問題解決に注力する国際的なプログラムであるRMIに加入し、その活動を支援しています。

日本国内では、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)の「責任ある鉱物調達検討会」の主要メンバーとして活動しています。また、JEITAと主要日系自動車メーカーとの協議体であるコンフリクト・フリー・ソーシング・ワーキンググループ(CFSWG)にも参加しています。

2023年調査と情報開示

2023年の調査では、調査対象のサプライヤーにCMRTおよびEMRTを送付し、CMRTについては約94%、EMRTについては約88%から回答を得ました。(いずれも2024年3月31日時点)。

回答があった範囲内においては、重大な人権・環境リスクを明示するものはありませんでした。しかし、複雑なサプライチェーンをさかのぼる調査においては、製錬所の特定が難しい、不明回答が多いなどのさまざまな課題が生じるため、キャノンではさらなるリスクの特定と改善に努めています。

キャノンでは、OECDガイドンスに従い、キャノングループにおける調査結果、調査体制、リスク分析、特定された製錬所の情報などを「紛争鉱物報告書」にまとめ、毎年キャノンのWebサイトで開示しています。

この報告書については、キャノングループの鉱物調査への取り組みが国際的な基準であるOECDガイドンスに合致していることを確認するため、独立した専門家による監査を受け、合理的保証を受けています。

また、2023年は生産会社8拠点においてRBAのVAP監査を受審し、RBA行動規範(D.倫理 7.責任ある鉱物調達)にもとづく要求基準に適合していることが外部監査機関により確認されました。

参考：紛争鉱物報告書(英文)
<https://global.canon/ja/csr/conflict/index.html>

現代奴隷法への対応

2015年に英国で現代奴隷法(Modern Slavery Act 2015)が制定され、英国で事業活動を行う一定規模の企業は、自社およびそのサプライチェーンにおいて強制労働、人身取引、児童労働のリスクを確認し、年次のステートメントを公表することが義務づけられました。また、2018年には豪州においても現代奴隷法が制定され、豪州で事業活動を行う一定規模の企業は、サプライチェーンおよび自社の事業活動における強制労働などのリスクを評価し、その軽減措置について報告することが義務づけられています。

キャノンでは毎年、生産拠点および調達先に対して人権リスクを確認し、この結果にもとづき法の適用対象となるグループ会社がステートメントを公表しています。

また、キャノンメディカルおよびアクシスでは、同法にもとづきそれぞれステートメントを公表しています。

参考：Canon Europa N.V.、Canon Europe Ltd.、Canon (UK) Ltd.のステートメント(英文)
https://canon.a.bigcontent.io/v1/static/ms_statement-2022
参考：Canon Australia Pty Ltd.のステートメント(英文)
<https://modernslaveryregister.gov.au/statements/9654/>
参考：キャノンメディカルのステートメント(英文)
https://global.medical.canon/about/corporate/Slavery_and_Human_Trafficking_Statement
参考：アクシスのステートメント(英文)
<https://www.axis.com/dam/public/e8/aa/88/axis-modern-slavery-act--transparency-statement-2022-en-US-388796.pdf>